

北九州市馬島水道施設条例

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第3条―第8条)
- 第3章 給水(第9条―第13条)
- 第4章 料金及び手数料(第14条―第17条)
- 第5章 管理及び取締り(第18条―第26条)
- 第6章 貯水槽水道(第27条・第28条)
- 第7章 雑則(第29条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、馬島における住民の利便を図るため、北九州市馬島水道施設(以下「馬島水道」という。)を設置するとともに、給水装置工事の費用負担、給水料金その他の馬島水道の使用及び給水の適正の保持に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 北九州市小倉北区大字馬島に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する事業に附帯する事業として馬島水道を設置する。

2 馬島水道の給水区域及び1日の最大給水量は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域 北九州市小倉北区大字馬島の一部
- (2) 1日最大給水量 16.5立方メートル

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第3条 給水装置(需要者に水を供給するため市が設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。以下同じ。)の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第13条に規定する給水装置の軽微な変更及び管理者が別に定める修繕を除く。)又は撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

(工事の施行)

第4条 給水装置工事(前条第1項の管理者が別に定める修繕を含む。第21条第2項において同じ。)は、管理者又は指定給水装置工事事業者(北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号

。以下「水道条例」という。)第6条第1項の指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。)が施行する。

- 2 給水装置工事を指定給水装置工事事業者が施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水装置の指定等)

第5条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事の費用負担等)

第6条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、給水装置工事の申込者の負担とする。

- 2 給水装置の新設の工事又は既設水道メーターの口径を増す改造の工事に係る納付金並びに公道に布設された給水装置の無償譲渡並びに工事費の算出方法並びに工事費の予納及び未納の場合の処置については、水道条例第7条第2項及び第3項、第8条、第9条、第12条並びに別表第1の規定を準用する。

(第三者の異議についての責任)

第7条 管理者が行う給水装置工事について、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事の申込者の責任とする。

(給水装置の変更)

第8条 管理者は、配水管の移転その他の理由によって給水装置工事を必要とするときは、給水装置の所有者の申込みがなくても管理者が行うことができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第9条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか制限し、又は停止することはない。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限若しくは停止、断水又は漏水のため、損害があっても、市は、その責任を負わない。

(給水の申込み等)

第10条 馬島水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を得なければならない。

(水道メーターの設置、給水装置の管理等)

第11条 給水装置の所有者の代理人、水道メーターの設置、総代人の選定、同居人等の行為に対する責任、給水装置の管理及び水道メーターの管理については、水道条例第17条から第22条までの規定を準用する。

(届出)

第12条 馬島水道の利用者若しくはその総代人(前条において準用する水道条例第19条に規定する総代人をいう。以下同じ。)又は給水装置の所有者若しくはその総代人若しくは代理人(前条において準用する水道条例第17条に規定する代理人をいう。)(以下「馬島水道利用者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 馬島水道の利用を中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に供するとき。
- (3) 消防演習に使用するとき。
- (4) 用途又は水道メーターの口径を変更するとき。

2 馬島水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 馬島水道の前利用者の利用に関する権利義務を承継し、引き続いて利用するとき。
- (2) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 馬島水道の利用世帯数に異動があったとき。
- (5) 消防用に馬島水道を利用したとき。

(給水装置等の検査)

第13条 管理者は、給水装置、供給する水の水質又は水道メーターについて、馬島水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査について、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第14条 馬島水道の料金(以下「料金」という。)は、馬島水道の利用者から徴収する。

2 給水装置を共同で利用するときの料金は、馬島水道の各利用者が連帯してその納付義務を負担するものとし、総代人から徴収する。

(料金等)

第15条 料金、料金の算定、使用水量の認定、概算料金の前納、用途その他の認定及び料金の徴収方法については、水道条例第28条、第30条、第31条、第33条から第35条まで及び別表第2(一般用及び臨時用に限る。)の規定を準用する。

(手数料)

第16条 手数料については、水道条例別表第3の規定を準用するものとし、申込みの際徴収する。

2 前項の手数は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金等の軽減又は免除)

第17条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及び工事費その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理及び取締り

(転売等の禁止)

第18条 馬島水道の利用者は、管理者が必要と認めたもののほかは、給水を受けた水を他に転売し、又は理由なく分与してはならない。

(給水装置の検査等)

第19条 管理者は、馬島水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置又は受水槽以下の設備について検査し、馬島水道利用者等に対し必要な処置を指示することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第20条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第56条に規定する基準及び水道条例第40条に規定する管理者が別に定める基準に適合したものでなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第21条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第56条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更に該当するとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第56条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(申込みの拒否)

第22条 管理者は、馬島水道の使用の申込みに係る給水により馬島水道の適正な給水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該使用の申込みを拒むことができる。

(給水の制限及び停止)

第23条 管理者は、馬島水道の利用者が、多量の水を使用することにより馬島水道の適正な給水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該利用者に対して、その理由の継続する間、給水を制限することができる。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、馬島水道の利用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 馬島水道の利用者が、第6条第2項において準用する水道条例第8条に規定する工事費、第11条において準用する水道条例第21条第4項に規定する給水装置の修繕その他必要な処置に要する費用又は第15条において準用する水道条例第28条及び別表第2に規定する料金を

指定期限内に納入しないとき。

- (2) 馬島水道の利用者が、正当な理由がなくて、第15条において準用する水道条例第30条の規定による使用水量の計量又は第19条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 馬島水道の利用者が、馬島水道の使用をやめたと認められるとき。
- (4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (5) 馬島水道の利用者が、著しく多量の水を使用することにより馬島水道の適正な給水に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第3条第1項の承認を受けないで、給水装置工事をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第11条において準用する水道条例第18条第1項の規定による水道メーターの設置、第15条において準用する水道条例第30条の規定による使用水量の計量、第19条の規定による検査、前条第1項の規定による給水の制限又は前条第2項の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第11条において準用する水道条例第21条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第14条第1項に規定する料金又は第16条第1項に規定する手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第25条 詐欺その他不正の行為によって第14条第1項に規定する料金又は第16条第1項に規定する手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(給水装置の取りはずし)

第26条 管理者は、馬島水道の利用者が馬島水道の使用をやめたと認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合で、馬島水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を分岐点から取りはずすことができる。

- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在不明のとき。
- (2) 第23条第2項第3号の規定により給水を停止したとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理)

第27条 貯水槽水道(馬島水道から供給を受ける水のみを水源とする水道をいう。以下同じ。)の設置者は、市長が定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及び当該貯水槽水道の管理の状況に関する検査を受ける責任を有する。

第28条 管理者は、貯水槽水道に関し、必要があると認めるときは、次に掲げる関与を行うものとする

。

(1) 貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査について、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を
すること。

(2) 貯水槽水道の管理の状況等について、当該貯水槽水道の利用者に対し、情報提供をすること

。

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、第24条及び第25条を除き、管理者が定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2章、第11条(同居人等の行為に対する責任及び給水装置の管理に係る部分を除く。)、第13条、第16条、第17条(料金に係る部分を除く。)、第19条、第20条、第24条(第3号の規定を除く。)、第25条(手数料に係る部分に限る。)及び第29条の規定は、公布の日から施行する。

付 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

北九州市馬島水道施設条例施行規程

平成15年6月19日

水管規程第4号

(世帯数の認定)

第1条 北九州市馬島水道施設(以下「馬島水道」という。)の料金(以下「料金」という。)の算定の基礎となる世帯数の認定は、管理者が行う。

(用途の定義)

第2条 北九州市馬島水道施設条例(平成15年北九州市条例第 号。以下「馬島水道条例」という。)

第15条において準用する北九州市水道条例(昭和38年北九州市条例第119号。以下「水道条例」という。)別表第2の種別、用途及び口径欄の「用途」とは、次のものをいう。

(1)「一般用」とは、「臨時用」以外のものの用に使用するものをいう。

(2)「臨時用」とは、建設工事、仮設演芸場、海水浴場等の一時的な用に使用するものをいう。

(給水装置工事申込書)

第3条 馬島水道条例第3条第1項に規定する給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書によるものとする。

(分岐引用の場合の給水管所有者承諾)

第4条 他人の給水管から分岐引用しようとする者(以下「分岐引用者」という。)は、給水装置工事申込書に給水管所有者の承諾書を添付しなければならない。ただし、給水装置工事申込書に給水管所有者の承認の認印を受けて、これに代えることができる。

(分岐引用者への通知)

第5条 分岐引用させている給水管の所有者は、給水装置の改造又は撤去の工事をしようとする場合で分岐引用者の給水装置に支障を生ずるおそれがあるときは、分岐引用者に通知しなければならない。

(給水装置工事の変更及び取消)

第6条 給水装置工事の申込みをした後、その設計を変更し、又は給水装置工事の申込みを取り消そうとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 給水装置工事の申込者が、工事費の概算額を通知の日から60日を経過しても納入しないときは、その給水装置工事の申込みを取り消したものとみなす。ただし、特別な理由があると管理者が認めたときは、この限りでない。

(管理者の承認を必要としない修繕)

第7条 馬島水道条例第3条第1項の管理者が別に定める修繕は、水道メーターより下流側の給水装置の修繕とする。

(給水装置工事施行上の責任)

第8条 管理者が行った給水装置工事によって家屋、庭園その他工作物に加工したときにおいても管理者が、必要と認める補修を行うほかは、原状に復する責任を負わない。

(納付金の納入)

第9条 馬島水道条例第6条第2項において準用する水道条例第7条第2項に規定する給水装置の新設の工事及び既設水道メーターの口径を増す改造の工事に係る納付金(以下「納付金」という。)並びに納付金の納入時期については、北九州市上下水道局口径別納付金規程(昭和42年北九州市水道局管理規程第19号。以下「納付金規程」という。)第2条から第4条までの規定を準用する。この場合において、納付金規程第2条第1号中「臨時用及び私設消火栓用」とあるのは「臨時用」と、納付金規程第4条中「条例第9条」とあるのは「北九州市馬島水道施設条例第6条第2項において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

(馬島水道の使用者等に行わせることができる修繕)

第10条 馬島水道条例第11条において準用する水道条例第21条第2項ただし書の規定により馬島水道の使用者又は給水装置の所有者に行わせることができる修繕その他の処置については、北九州市水道条例施行規程(昭和39年北九州市水道局管理規程第13号。以下「水道条例施行規程」という。)第6条の2の規定を準用する。

(修繕費の軽減又は免除)

第11条 馬島水道条例第11条において準用する水道条例第21条第4項の規定により馬島水道の使用者又は給水装置の所有者が負担する費用のうち、2戸以上に給水する公道下の給水装置が次の各号のいずれかに該当するものについて、管理者は、その費用を軽減し、又は免除することができる。

(1) 給水装置の所有者が明確でないもの

(2) 給水装置の所有者が破産等で管理能力がないもの

(水道メーターの管理及び盗難の届出)

第12条 馬島水道条例第11条において準用する水道条例第22条に規定する水道メーターの管理及び水道メーターが盗難にあった場合の届出については、水道条例施行規程第8条及び第9条の規定を準用する。

(所有権取得の届出)

第13条 給水装置の所有権を取得し、権利義務を承継したものは、前所有者と連署の上届け出るものとする。ただし、前所有者の連署が得られないときは事情を述べて管理者の承認を得なければならない。

(未納料金等の完納)

第14条 馬島水道の使用者又は給水装置の所有者が、馬島水道の使用を中止しようとする場合又は給水装置の撤去をしようとする場合で料金、手数料又は工事費等で未納のものがあるときは、直ちに完納しなければならない。

(料金の徴収等)

第15条 馬島水道条例第15条において準用する水道条例第33条第1項に規定する管理者が定める概算料金及び馬島水道条例第15条において準用する水道条例第35条に規定する料金の徴収方法については、水道条例施行規程第18条第1項及び第18条の2から第20条までの規定を準用する。

(共同で給水装置を使用する場合の使用水量の計量及び料金の徴収)

第16条 共同で給水装置を専ら家事の用に使用している住宅の使用水量の計量及び料金の徴収については、水道条例施行規程第20条の2及び第20条の3の規定を準用する。この場合において、水道条例施行規程第20条の2第1項及び第20条の3中「条例第4条第1号に規定する専用給水装置」とあるのは「給水装置」と読み替えるものとする。

(受水槽以下の設備)

第17条 管理者は、馬島水道条例第19条の規定により必要があるときは、受水槽以下の設備の工事施行者又は所有者に対し、設計書及び図面等の提出を求め、かつ、それを審査し指導することができる。

(様式)

第18条 この規程に定める馬島水道に関する通知書及び申込書等の様式は、別に定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条から第9条まで、第12条、第17条及び第18条の規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日水管規程第4号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年3月31日から施行する。

消火栓補修工事に関する確認書

北九州市水道局（以下「甲」という。）と北九州市消防局（以下「乙」という。）とは、消火栓の新設、移設及び補修工事（以下「補修工事等」という。）に関する事前協議、費用の負担及び事務手続き等について必要な事項を、次のとおり確認する。

第1 甲と乙が事前協議を必要とする消火栓補修工事（以下「補修工事」と略する。）の範囲は、次のとおりとする。

- （1）消火栓蓋のずれ、破損。
- （2）地下の消火栓栓内の開閉用バルブ、ロッド及び放口の破損、変形等。
- （3）水道本管から消火栓までの立上がり管の漏水。
- （4）道路工事（カラー舗装工事を含む）による嵩上げ、移設等。
- （5）甲が必要と認めて行う水道本管の改良に伴う消火栓の新設、移設及び補修。
- （6）甲が必要と認めて行う赤水の解消のための消火栓及び当該消火栓の補修。
- （7）その他、甲と乙が協議して定めた事項。

2 乙との事前協議を経ずに甲単独で補修工事等を行った場合、乙は甲に対して異議申立てをすることができる。

第2 第1に規定する補修工事等に係る費用は、乙の負担とする。ただし、次に掲げるものは、この限りでない。

- （1）第1の1（5）に規定するもののうち、乙が必要としないものは、甲の負担とする。
- （2）第1の1（6）に規定するものについては、次のとおりとする。
 - ア 設置予定場所又は設置場所を基点として、半径200m以内に消火栓が設置されている場合は、甲の負担とする。
 - イ 設置予定場所又は設置場所を基点として、半径200m以内に消火栓が設置されていない場合は、乙が必要と認めたもののみ乙の負担とする。

第3 補修工事に係る事務手続きは、次のとおりとする。

- （1）乙は、予算成立後、補修工事等に係る予算額等を甲に通知する。
- （2）甲は、乙から提示された予算額の範囲内で作成した既決予算額を、実績や必要度などを参考にして、東部工事事務所及び西部工事事務所（以下「工事事務所」という。）に配分する。
- （3）甲は、工事事務所に配分した予算額を乙に通知する。
- （4）第1に規定する事前協議に基づき、消防署の水利担当者は「改善通知書」

により工事事務所に対して補修工事等を依頼するとともに、その写しを乙に送付する。

(5) 工事事務所は、補修工事等完了後、「改善報告書」により補修工事等の完了報告及び修理金額を消防署の水利担当者に通知する。

(6) 消防署の水利担当者は、配分された予算の執行状況を管理し、乙に報告する。

(7) 工事事務所は、配分された予算額の範囲内で補修工事等を行い、翌月20日までに精算（道路管理者への負担金を含む。）する。

(8) 甲は、四半期ごとに工事事務所の執行額を乙に請求し、乙は請求額を甲の指定する納入期限までに支払う。

(9) 甲は、年度終了後、速やかに精算を行い、水道局受託工事事務取扱要領に定める事務費を、第4四半期の執行額と併せて乙に請求する。

第4 甲及び乙は、補修工事等の適正化と円滑な工事の施工を期する観点から、次に掲げる事項について、今後とも努めるものとする。

(1) 乙は、財政当局に対して補修工事等に係る適正な予算額の要望を行うこと。

(2) 甲は、工事事務所に対して、乙が甲に通知する予算額の範囲内で補修工事等を行うよう指導すること。

付 則

1 本確認書は、平成8年7月1日から施行する。

2 本確認書締結後は、次に掲げる協定書は廃止する。

(1) 消火栓修繕の費用負担に関する協定書（昭和52年6月1日付締結）

(2) 消火栓修繕の費用負担に関する協定書の一部を改正する協定書（昭和54年4月1日付締結）

付 則（平成23年9月30日北九消警警第662号全部改正）

1 本確認書を、平成23年9月30日から施行する。

2 消火栓補修工事に関する変更確認書（平成9年5月20日付締結及び同年12月1日付締結）は廃止する。

この確認書の解釈に疑義が生じたとき、またはこの確認書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定める。

平成23年9月30日

甲	北九州市水道局長	吉 田 一 彦
---	----------	---------

乙	北九州市消防局長	櫛 井 正 喜
---	----------	---------

給水装置の無償譲渡を受ける場合の基準

- 1 昭和47年1月1日以降に設置された給水装置は、所有者と積極的に折衝し、口径50mm以上(75mm以上は铸铁管)で以下の条件をすべて満たすものについて譲渡を受ける。
- 2 昭和46年12月31日以前に設置された給水装置は原則として譲渡を受けない。
ただし、口径75mm以上の铸铁管で以下の条件をすべて満たすものについては、その経済効果を勘案した上で譲渡を受けることができる。

【給水装置の条件】

- (1) 北九州市が所管する配水管から直接、分岐している指定給水装置であること。
- (2) 自治体又は自治体の出資法人(外郭団体など)が所有する給水装置は、本基準を適用して譲渡を受ける対象としない。

【構造・材質の条件】

北九州市水道事業における指定給水装置及び配水管の基準の双方に適合するもの。

【設置場所の条件】

北九州市水道事業の給水区域内における公道であること。

※この基準における「公道」とは以下を指す。

- (1) 道路法第3条に定める道路
(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道)
- (2) 申請場所を管轄する自治体が所有し管理している農業用道路
- (3) 申請場所を管轄する自治体が所有し管理している里道
- (4) 申請場所を管轄する自治体が所有し管理している位置指定道路
(芦屋町、水巻町)

上記(2)、(3)及び(4)については、以下の条件をすべて満たしていること。

- ① 占用に関して管理者の許可を得ていること。
- ② 境界が確定していること。
- ③ 公衆の用に供されていること。
- ④ 維持管理に必要な車両等の出入りを妨げるものがないこと。
- ⑤ 将来にわたり維持管理が可能な幅員を現に有していること。
(掘削幅及び作業スペース等を考慮し、概ね1m以上)
- ⑥ その他、維持管理に支障の無い状態に保持されていること。

給水装置無償譲渡申請に必要な書類

- 1 給水装置無償譲渡申請書
- 2 位置平面図（設置場所が確認できる書類）
- 3 配管図（口径別の延長が確認できる書類）
- 4 所有権、布設年度が確認できる書類
 - （１）給水装置工事申込書の写し
 - （２）共有物の場合は全員の委任状（要実印）及び印鑑証明
 - （３）所有を証明できない場合は誓約書（要実印）及び印鑑証明
- 5 道路の証明について
 - （１）道路法第３条に定める道路の場合
 - ①道路路線網図
 - ②道路管理者との公共施設管理協議通知書
 - （申請者が、都市計画法（昭和４３年法第１００号）第２９条の
規定に基づく開発行為の許可を受けた者の場合）
 - ①②が用意できない場合（別途協議）
 - （２）農業用道路の場合
 - ①法務局もしくは建設局事業調整課地籍調査係にて境界確認ができる書類
 - ②公図
 - ③登記事項証明書
 - ④占用許可書の写し
 - （３）里道の場合
 - ①法務局もしくは建設局事業調整課地籍調査係にて境界確認ができる書類
 - ②公図
 - ③占用許可書の写し
 - ④隣接土地所有者の境界承認書
 - （４）位置指定道路の場合
 - ①道路位置指定通知書の写し
 - ②公図
 - ③登記事項証明書

年 月 日

北九州市上下水道局長 様

申請者 住所
氏名 (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

給 水 装 置 無 償 譲 渡 申 請 書

このたび、 宅地開発により布設した 下記の給水装置を無償譲渡
私（弊社）が所有する
したいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 布 設 場 所
- 2 給水装置の内容

布設年月日	口 径 (mm)	管 種	延 長 (m)

- 3 添 付 書 類
 - (1) 位置平面図
 - (2) 配 管 図
 - (3) 道路を証明する書類など
 - (4) その他、上下水道局から特に指示があったもの